平成２３年（フ）第４５号
大阪府大東市北条５丁目８番３号
債務者　松本　春子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目10番13号
債務者　犬丸絵理香
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２号
大阪市東淀川区東中島２丁目24番24―812号
債務者　石田　博美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８２号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ32―303号
債務者　加藤　和永
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６号
大阪府東大阪市西岩田２丁目２番16号
債務者　川端　絹子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―324号
債務者　西垣　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３４号
大阪市東淀川区小松３丁目15番20―312号
債務者　井上　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５号
大阪市住吉区南住吉４丁目13番３―202号
債務者　浦野　初子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７号
大阪市東住吉区今川７丁目15番３号　メゾンミレーナ205号
債務者　森　　博幸
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目４番23号　ヴィラ大野308号
債務者　二武　勇介
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４号
大阪府八尾市南木の本６丁目57番地　サンハイツ八尾南１―609号
債務者　前田　千秋
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８号
大阪府吹田市江坂町１丁目６番20号
債務者　塩飽由起子（旧姓国土）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１号
神奈川県横須賀市長沢３丁目９番22号　菱沼アパート202
債務者　守　　義明
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８４号
青森県八戸市売市２丁目８番18号　アートハイム西村101号、前住所青森県八戸市西白山台１丁目10番13号
債務者　掛内　　勲
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
青森県八戸市大字新井田字塩入６番地13
債務者　島脇　政江
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の228
債務者　水野　公博
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７６４号
静岡県浜松市南区青屋町649番地の１　サニーハムレットⅠ―102号室、前住所静岡県浜松市東区有玉西町2412番地の３　ハイツ豊隆Ｂ―１
債務者　錦織亜貴子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係